1 保育園の概要

名称	にしき保育園 種別 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所								所(認可	保育所)		電話番号	0 4 8 0 - 6 6 - 1 6 5 6	
施設所在地	〒347-0014 埼玉県加須市川口1301-2							管理者?	R	施設長	:髙久	文恵	開設年月日	平成12年4月1日
実施事業	♦児	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育												
	◆特別保育事業及びその他関連事業					■延長保育	育	- β	章がい児	保育	• 乳児	保育	■ アレルギー食対応	
利用定員	3	O歳児	1歳児	2歳児	2	3 歳児	4 歳児	5歳児	合	5.0	5 0 人			
们用足具	뮹	3人	8人	9人	号	10人	10人	10人	計	+ 50	30%			

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人にしきの会	所左 	〒347-0014 埼玉県加須市川□1301-2	代表者名	理事長 荒川 陽介
7077	江云泄江仏人にしてい云	LU 1T IG	1 341 00 14 均玉木加須川川口1301 2		生学女 元川 物川

3 職員体制について ◆下記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

職名	常勤	非常勤	職名	常勤	非常勤	職名	常勤	非常勤
施設長	1名		看護師	1名		嘱託医		2名
保育士	10名	3名	調理員	2名	3名	その他		1名

4 保育園の目的及び運営方針

目的	児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて、保育を必要とする乳児及び幼児のために最善の利益を考慮した保育を行い、子どもの人									
	権を尊重し、家庭と力を合わせて健やかな育ちを支援する。									
保育理念	自分で考え主体的に行動できる子ども									
保育目標	1.心身ともに健康な子ども 2.豊かな感性を持ちのびのびと自分を表現できる子ども 3.仲間とともに育ちあえる子ども									
	○一人ひとりの気持ちを受けとめ、成長を一緒に喜び、生活や遊びを意欲的に展開できるようにする。									
保育方針	○大人の信頼感・安定感のもとで、自己肯定感を持ち主体的に生活する。									
	○仲間と様々な生活体験を共にする中で、一人ひとりの個性を尊重しあい、共に育ち合う喜びを感じる。									

5 保育園の開園日、開園時間、保育時間及び休園日

開園日	開園時間			保育時間				延	休園日		
月~金曜日	7時00分	~	19時00分	保育標準時間	7時00分	~	18時00分	18時00分	~	19時00分	日曜日
				保育短時間	8時30分	~	16時30分	7時00分	~	8時30分	祝日
								16時30分	\sim	19時00分	年末•年始
土曜日	7時00分	\sim	16時30分								

[※] 非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園又は保育時間の変更をすることがあります。

6 保育料

(1) 基本保育料 支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。

(2) 延長保育料 翌月に園より集金いたします. (3)実費徴収 2号認定者の主食費 月2,000円 副食費5,500円

	区分		対象となる保	育時間	延長保育料		
ſ	保育短時間	그 승규	7:00~8:30/	月額1,000円			
	(8:30~16:30)	月額	18:00 ~	19:00)	月額2	2,000円
		臨時	7:00~8:30/	′16:30~1	8:00	1 回	200円
		とのの寸	18:00 ~	19:00	(10分毎)	追加	100円

	区分		対象となる保育時間	延長保育料					
	保育標準時間	月額	18:00 ~ 19:00	月額2,000円					
	(7:00~18:00)	で	18:00 ~ 18:30	1回 200円					
		臨時	18:30 ~ 19:00 (10分毎)	追加 100円					
4	就学のため日類延長保育を差望の方け延長保育登録画を提出してください								

7 利用の開始と終了

- (1) 利用の開始 当園では、市が行った利用調整により入所決定され支給認定を受けた保護者に保育の提供を開始します。
- (2) 利用の終了 以下の場合には保育の提供を終了するものとします。
 - •利用児童が就学したとき
 - ・保護者が要件を満たさなくなったとき
 - ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

8 緊急時等における対応方法

対応方法	上 ◆児童に体調(◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。										
ען כלטווניג	4 保護者と連絡	烙が取れない場合には、児	記童の身体の安:	全を最優欠	たさせ、しかるべき対象	処を行いますのでご了承ください。						
救急•消	方 加須消防署	加須市北小浜780-1	2 61-0119	嘱託医	ともながこどもクリ	ニック 加須市下高柳16331-1	2 66-4150					
警察	加須警察署	加須市大門町19-53	2 62-0110	偏可し	増田歯科クリニック	加須市川□120-4	2 66-0418					

9 非常災害対策

防犯設備	非常通報設備(カード式送信機)、非常ベル、防犯カメラ設置(ALSOK業務委託契約) 防火管理者 大木 奈津美								
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器(坂巻興行業務委託契約)								
定期訓練	◆避難訓練(火災·地震·洪水·不審者を想定)、消火訓練 月1回 ◆総合防災訓練(消防車出動) 年1回								
災害発生時	保護者等引き取りがあるまで(開所時間外を含む)、引き続き児童を保護します。								
避難場所	・第1避難場所 にしき保育園 ・第2避難場所 にしき学童・第3避難場所 森の運動場 / 川口コミセン(洪水時)								
連絡方法	① 保育園 66-1656 ② 学童 65-3303 ③ 市役所 62-1111 ④ 電話がつながりにくい場合→「災害用伝言ダイヤル」								

10 虐待防止等の措置について

11.11.0	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合には、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令に従い、関係機
	関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。 保育園には、虐待を疑われた場合、 通告する義務 があります。

11 要望・苦情等に関する窓口

[1] 担当受付者 大木 奈津美 [2] 解決責任者 園長 高久 文恵

[3] 第三者委員 花井 毅 加須市川口2-10-5 / 楠沼 峡ー 加須市川口1-20-5

[4] 受付方法 面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

12 賠償責任保険等の加入

★ 東京海上日動火災保険株式会社 賠償責任保険(1名2億円まで/1事故10億円まで) 園児団体傷害保険

★ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付金」